

第9期計画の評価（まとめ）

推進協資料1

	基本施策	主要施策	第9期 評価		
			A	B	C
第4章	2. 地域支援事業と健康づくり	(1)介護予防・日常生活支援総合事業と健康づくり	6	6	1
		(2)包括的支援事業 (① 在宅医療・介護連携の推進)	3	7	
		(3)包括的支援事業 (② 認知症施策の推進)	4	4	1
		(4)包括的支援事業 (③ 生活支援体制の整備)	1	5	
		(5)包括的支援事業 (④ 地域包括支援センターの運営)	5	14	
		(6)福祉支援サービス	2	11	
	3. 生活しやすい環境の整備のための住まい及び移動手段の安定的な確保等	(1)高齢者の住まいの安定的な確保等		3	
		(2)安心して外出できる環境づくり	1	5	
	4. 高齢者の「生きがいづくり」「社会参加」「活躍の場の整備」		2	10	
5. 地域のネットワーク(ふれあいネット雅び)の推進			2		
第5章	2. 地域包括ケアシステムを支える人材の確保、働きやすい環境整備及び介護現場の生産性の向上の推進等	(1)介護人材の確保・育成・定着支援及び資質の向上		2	
		(2)働きやすく、働き続けられる環境整備		2	
		(3)業務の効率化・生産性の向上、情報化の推進		2	
		(4)介護情報基盤の整備			1
	3. 介護サービス情報の公表、介護サービス事業者経営情報の報告等		1	1	
	4. 災害・感染症への対応	(1)災害に対する備え	2	4	
		(2)感染症に対する備え		2	
	5. 虐待防止対策の推進	(1)高齢者虐待防止に向けた体制整備の強化		6	
		(2)養護者による高齢者虐待への対応強化		1	
		(3)要介護施設従事者等による高齢者虐待への対応整備、強化		2	
合計			27	89	3
割合			22.7%	74.8%	2.5%

※評価の凡例 A:成果あり(計画策定時より大きく改善)、B:変化なし(成果はどちらとも言えない)、C:成果なし(取り組みが不十分・未実施)

※いずれの事業も令和8年6月時点における評価。以下同様。

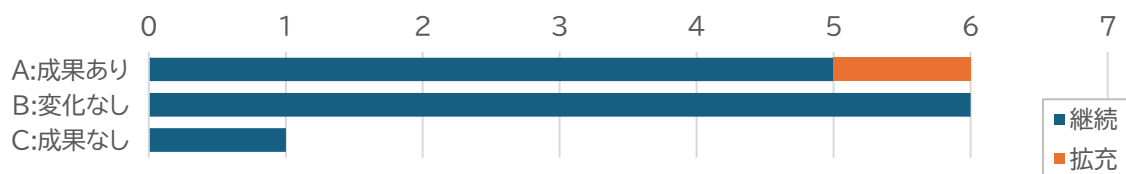
第9期計画に位置付けている各事業について評価を行いました。事業の評価として「A:成果あり(計画策定時より大きく改善)」の割合は22.7%、「C:成果なし(取り組みが不十分・未実施)」の割合は2.5%となっています。

第9期計画の事業評価（詳細） — 第4章 —

2. 地域支援事業と健康づくり

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業と健康づくり

【第9期計画の評価】



【現状と課題】

■通所型サービス

高齢福祉介護課(地域包括支援担当)

短期集中予防サービスについては、2事業所でサービス提供を行っている。関係機関への事業紹介やチラシを作成し啓発に努めており、令和6年度に比べ令和7年度は利用者数が増加傾向となった。

■その他の生活支援サービス

高齢福祉介護課(地域包括支援担当)

生活支援コーディネーターの活動と連携し、対応すべきニーズの把握、担い手の発掘を行っているが、事業化には至っていない。

【今後の取組内容】

■通所型サービス

高齢福祉介護課(地域包括支援担当)

短期集中型予防サービスについて、フレイルとなった高齢者が元気になるサービスであり、市民、ケアマネジャー、医療機関等専門職への啓発活動の継続とケアマネジャーが利用しやすい仕組みづくりを検討した事業を推進していく。

■その他の生活支援サービス

高齢福祉介護課(地域包括支援担当)

多様なサービスの創出においては、生活支援コーディネーターが中心的な役割を担い、地域包括支援センターや民生委員や校区福祉委員など地域住民も含めた関係機関との連携を強化していく。

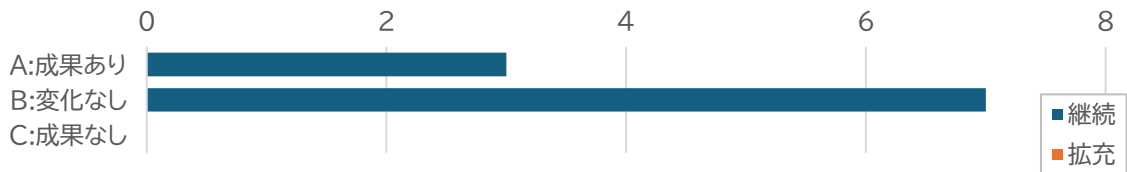
【具体的施策】

No.	掲載頁	具体的施策	評価	今後の方向性	担当課
1	45	■訪問型サービス	B	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
2	45	■通所型サービス	A	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
3	46	■その他の生活支援サービス	C	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
4	46	■介護予防ケアマネジメント	A	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
5	47	■介護予防普及啓発活動	A	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
6	47	■地域介護予防活動支援事業	B	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
7	47	■一般介護予防事業評価事業	A	拡充	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
8	47	■地域リハビリテーション活動支援事業	A	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
9	48	■健康はびきの21計画(第3期)の推進	B	継続	健康増進課
10	49	■各種健診(検診)事業	B	継続	健康増進課・保険年金課
11	50	■健康教育・健康相談・訪問指導	B	継続	健康増進課・保険年金課
12	52	■KDBシステムを活用した地域の健康課題の分析・対象者の把握	A	継続	保険年金課
13	53	■まちの保健室事業の実施	B	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)・保険年金課

※評価の凡例 A:成果あり(計画策定時より大きく改善)、B:変化なし(成果はどちらとも言えない)、C:成果なし(取り組みが不十分・未実施)

(2) 包括的支援事業(① 在宅医療・介護連携の推進)

【第9期計画の評価】



【現状と課題】

■地域の医療・介護の資源の把握

高齢福祉介護課(地域包括支援担当)

年1回医療・介護事業者の情報更新を行っている。また、毎月介護サービス事業所の空き情報を更新し、地域住民にとって有益な情報となるような提供体制を取っている。併せて、地域資源情報を掲載できるようシステム改修を行い、いきいき百歳体操の会場や趣味の活動などの通いの場や相談機関情報など高齢者の生活に役立つ情報を掲載できるようになった。

システムの名称を『はびナビ』に変更し、市民やケアマネジャーへの研修会などで、チラシを配布しアクセス数の増加に努めている。

■地域住民への普及啓発

高齢福祉介護課(地域包括支援担当)

エンディングノートの配布や人生会議(ACP)に関する市民向け講演会を開催し、在宅療養や人生の最終段階における医療・ケアについて考える機会の創出を図った。介護施設からの依頼により、利用者に終末期の考え方やエンディングノートの書き方について講演を行った。また、多職種情報連携シートの内容を更新し、住民への配布を行うことで、住民に関わる専門職間の連携がとりやすくなるよう働きかけた。

在宅医療や ACP に対する理解は十分とは言えず、継続した普及啓発が必要である。

【今後の取組内容】

■在宅療養・看取りの推進

高齢福祉介護課(地域包括支援担当)

今後も医療と介護の連携会議を中心に在宅医療・看取りの課題や取り組みを検討し、市民がより人生の最終段階について考え取り組みやすいよう働きかけていく。

■地域住民への普及啓発

高齢福祉介護課(地域包括支援担当)

エンディングノートの活用方法の検討や講演会の実施、多職種情報連携シートの配布を継続し、在宅療養や ACP に関する理解促進を図るとともに、市民が自らの意思を家族や支援者と共有できる環境づくりを進める。

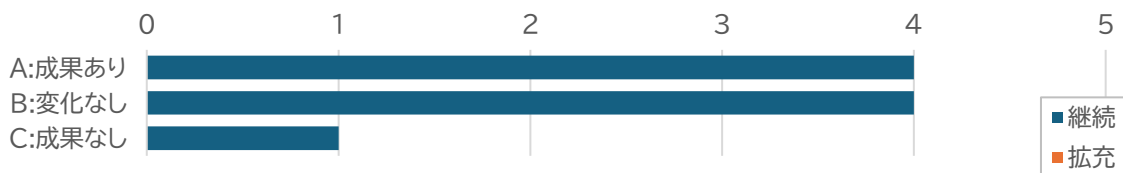
【具体的施策】

No.	掲載頁	具体的施策	評価	今後の方向性	担当課
14	54	■在宅療養・看取りの推進	A	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
15	54	■在宅療養やかかりつけ医等の必要性の周知啓発	B	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
16	55	■地域の医療・介護の資源の把握	A	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
17	55	■在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	B	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
18	55	■切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	B	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
19	55	■医療・介護関係者の情報共有の支援	B	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
20	55	■在宅医療・介護連携に関する相談支援	B	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
21	55	■医療・介護関係者の研修	B	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
22	56	■地域住民への普及啓発	A	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
23	56	■在宅医療・介護連携に関する関係市町村間の連携	B	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)

※評価の凡例 A:成果あり(計画策定時より大きく改善)、B:変化なし(成果はどちらとも言えない)、C:成果なし(取り組みが不十分・未実施)

(3) 包括的支援事業(② 認知症施策の推進)

【第9期計画の評価】



【現状と課題】

■認知症に関する普及啓発

高齢福祉介護課(地域包括支援担当)

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の施行に伴い、認知症施策推進基本計画で示された「新しい認知症観」を基盤とし、認知症についての正しい理解・知識について啓発していくことを目的に、市民を対象に認知症月間及び認知症の日を中心として各講座を開催している。また、若年性認知症当事者講演会及び本人ミーティングを開催したことで、本人発信支援を実施。

認知症についての取り組み・相談窓口の普及はまだ十分とは言えず、広く市民に浸透はしていないため、より様々な機会を捉えての啓発が必要。

■早期発見・早期対応(認知症初期集中支援チームの活動)

高齢福祉介護課(地域包括支援担当)

認知症初期集中支援チーム事業を開始当初は市直営の1チーム体制で運用していた。令和5年12月からは3圏域のうち2圏域について地域包括支援センターへ業務委託を行い、チーム数は3チーム体制へと拡充した。これにより支援対応のキャパシティが向上し、訪問実人数・延べ人数ともに大幅に増加した。さらに令和8年1月からは残る1圏域についても委託を開始し、市は各圏域の支援状況のフォローアップを行う体制へ移行している。

一方で、支援対象者の把握時点では既に認知症状が進行しているケースが多く、早期段階での介入につながる事例は限定的となっている。本事業の本来の目的である早期発見・早期介入が十分に機能していないことが課題である。また、認知症に対する理解不足や偏見等により、本人・家族が早期に相談につながりにくい環境があることも要因の一つと考えられる。加えて、初期集中支援チームの認知度が十分とは言えず、地域における支援体制の周知不足も早期介入を妨げる要因となっている。

■医療・介護連携(認知症地域支援推進員の配置)

高齢福祉介護課(地域包括支援担当)

認知症対応型共同生活介護事業所、介護老人保健施設、小規模多機能型施設に認知症地域支援推進員を配置し、市及び各圏域地域包括支援センターと連携し、認知症月間の取組みの実施、啓発イベントの実施、「まちの保健室」事業での定期相談会の実施、オレンジ新聞の発行・全戸配布などの認知症施策の実施を行った。各圏域地域包括支援センターへの配置はできておらず、地域包括支援センターとの円滑な支援ネットワークの確立、及び地域との連携が課題である。

■介護者への支援

高齢福祉介護課(地域包括支援担当)

介護者家族の会の周知・啓発を行うと共に、研修の開催を支援することで、気軽に参加でき介護者家族同士が繋がり、悩みを共有し交流が行える場として会が継続できるように努めた。課題としては、会員数の減少があり会に参加しやすい工夫が必要。「認知症知っとこ～座」を市内グループホームに委託して年1回以上は開催した。開催数・開催事業所が増えないことが課題。また、オレンジカフェの実施事業者に対して助成金を交付することで、カフェ開設数を増やし、より地域の身近な場所で集いやすく相談できる場所の増加を行った。

■若年性認知症の人への支援

高齢福祉介護課(地域包括支援担当)

相談件数が少なく、本人や家族が抱える課題や支援ニーズを把握しきれていない。また、若年性認知症に対応できる相談窓口がなく就労や生活、介護など特有の課題に対する支援体制も不十分である。早期から相談できる環境の整備や相談窓口の周知の促進、医療・介護・福祉・就労支援等の関係機関が連携し、本人の希望や状況に応じた支援体制の構築が課題である。

【今後の取組内容】

■認知症に関する普及啓発

高齢福祉介護課(地域包括支援担当)

現在、実施しているイベント・講座の継続。本人発信の場として定期的な本人ミーティングの開催を目指す。また、各イベントを本人と共に計画し、本人発信の機会を設ける。

認知症施策事業での啓発にとどまらず、他事業との連携を行い、様々な機会を捉えて認知症への正しい理解促進のための周知・啓発を行っていく。

■早期発見・早期対応(認知症初期集中支援チームの活動)

高齢福祉介護課(地域包括支援担当)

今後は、本事業の本来目的である早期発見・早期介入の実現に向けて、初期集中支援チームの更なる周知強化及び認知症に関する理解促進のための周知・啓発を一層推進する必要がある。

具体的には、地域包括支援センターや関係機関との連携強化を図り、地域住民や医療・介護従事者に対する認知症の理解促進および相談窓口の周知を進めることで、早期相談につながる体制を整備する。また、認知症に対する偏見の解消を目指し、本人・家族がより早い段階で支援につながりやすい環境を構築することが求められる。

■医療・介護連携(認知症地域支援推進員の配置)

高齢福祉介護課(地域包括支援担当)

今後も認知症当事者の増加は見込まれるため、従来の配置に加えて各圏域地域包括支援センターに認知症地域支援推進員の配置を検討し、支援ネットワーク体制の強化のため連携していく。また、引き続き各認知症施策や事業の企画調整等を行うとともに、認知症に関する地域の相談窓口として認知症の理解促進のための周知・啓発を行う。

■介護者への支援

高齢福祉介護課(地域包括支援担当)

介護者家族の会の活動支援として、より多くの人が参加しやすいよう、集いや研修会の開催について検討するとともに周知方法も検討することで、会の継続した活動を支援する。「認知症知っとこ～座」の開催については、委託事業者へより多くの人が参加しやすい方法の提案を行い、開催数の増加を目指す。オレンジカフェの設置を各圏域に3箇所ずつ行い、より身近な場所で集まり相談できる場所を確保する。

■若年性認知症の人への支援

高齢福祉介護課(地域包括支援担当)

若年性認知症の人が希望を持ち能力を活かしながら地域で自分らしく暮らし続けられるよう、相談支援体制の充実と関係機関の連携強化を図り、就労や社会参加を含めた包括的な支援を促進する。

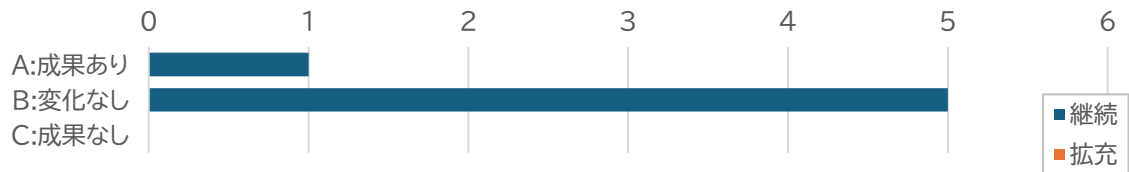
【具体的施策】

No.	掲載頁	具体的施策	評価	今後の方向性	担当課
24	57	■認知症に関する普及啓発	A	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
25	57	■地域における認知症理解と支援環境づくりの推進	B	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
26	58	② 認知症施策の推進 2) 予防	B	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
27	59	■早期発見・早期対応(認知症初期集中支援チームの活動)	A	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
28	59	■医療・介護連携(認知症地域支援推進員の配置)	A	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
29	59	■認知症ケアパスの普及	B	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
30	59	■介護者への支援	A	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
31	59	■認知症高齢者の見守り	B	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
32	60	■若年性認知症の人への支援	C	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)

※評価の凡例 A:成果あり(計画策定時より大きく改善)、B:変化なし(成果はどちらとも言えない)、C:成果なし(取り組みが不十分・未実施)

(4) 包括的支援事業 (③ 生活支援体制の整備)

【第9期計画の評価】



【現状と課題】

■生活支援サービス協議体の推進

高齢福祉介護課(地域包括支援担当)

第2層の協議体を「ふれあいネット雅び」に位置付け、地域課題の把握や必要な支援について検討を進めている校区がある。一方で把握した地域ニーズをもとに政策形成につなげるために第1層の協議体の設置が必要となることから、第1層の協議体を設置し、関係機関が共通認識を持つことが重要となっている。

【今後の取組内容】

■生活支援サービス協議体の推進

高齢福祉介護課(地域包括支援担当)

引き続き地域や多様な主体による関係機関等と連携し、政策形成のための第1層の協議体の設置を推進する。

【具体的施策】

No.	掲載頁	具体的施策	評価	今後の方向性	担当課
33	61	■地域資源の発掘	B	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
34	61	■地域資源の把握と関係機関との連携の推進	B	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
35	61	■地域における日常生活支援及び介護予防サービスの体制整備	B	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
36	62	■生活支援コーディネーターの配置	B	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
37	62	■就労的活動支援コーディネーターを新たに配置	B	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
38	63	■生活支援サービス協議体の推進	A	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)

※評価の凡例 A:成果あり(計画策定時より大きく改善)、B:変化なし(成果はどちらとも言えない)、C:成果なし(取り組みが不十分・未実施)

(5) 包括的支援事業 (④ 地域包括支援センターの運営)

【第9期計画の評価】



【現状と課題】

■総合相談体制の充実

高齢福祉介護課(地域包括支援担当)

令和7年度に東圏域地域包括支援センターを開設し、すべての日常生活圏域に委託型の地域包括支援センターを設置。市直営の地域包括支援センターは各圏域地域包括支援センター間の総合調整や後方支援を担当している。また、市内4カ所の在宅介護支援センターを地域相談窓口(ランチ)とする体制を取り、より地域に密着した総合相談体制の機能強化を図っている。

■アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

高齢福祉介護課(地域包括支援担当)

介護サービス等に繋がっていない、引きこもりの人や外出が困難な人々に対して、多世代多国籍交流の場を令和7年度に創設した。住民主体で月1回集いの場を開催している。

現在、住民の方と、ケアプランセンターの職員で運営を行い、市の職員が協力・支援等行っているが、支援者が足りず、体制や運営方法を見直す必要性が高まっている。

【今後の取組内容】

■総合相談体制の充実

高齢福祉介護課(地域包括支援担当)

各圏域地域包括支援センターの周知を行う事や各圏域地域包括支援センターの実施する業務を明確にし、また相互に情報を共有・連携を強化する為のネットワークの構築をすすめ、地域包括ケアシステムのよりいっそうの深化を図る。

■成年後見制度利用促進基本計画の策定

保健福祉政策課・高齢福祉介護課(地域包括支援担当)

権利擁護が必要な人に支援が行き届くよう、「地域権利擁護相談支援センター」の設置について検討を進める。相談支援機能を充実させるため協議会を立ち上げ、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会などの専門職の助言を得て成年後見制度の利用の可否等の検討を行う。

リーフレットの作成や研修会・講習会等の実施を通じて、成年後見制度の内容及び相談窓口の周知を図り、制度を必要とする方やその家族が、自らの意思により制度の理解と活用を進められるよう支援する。

■日常的個別指導・相談

高齢福祉介護課(地域包括支援担当)

自立支援型地域ケア会議に位置付けている机上型プラン検討会議については、改善や変化が見られないことから、廃止も含め検討している。しかし、現場型プラン検討会議や短期集中予防サービス通所C型カンファレンス等については、自立支援について多職種から介護支援専門員へ自立支援について伝えていくことができるため、引き続き研修会や地域包括支援センター・ケアマネ部会と一緒に介護支援専門員に対しての介護予防ケアマネジメント研修会やその他の研修会を企画、実施をしていく。

■地域包括支援センターの増設による機能・体制の強化

高齢福祉介護課(地域包括支援担当)

現在、市直営の地域包括支援センター1か所と日常生活圏域ごとに設置した委託型の地域包括支援センター3か所の体制で業務を推進している。市直営地域包括支援センターは、各圏域の地域包括支援センター間の総合調整や後方支援等を行っている。また、権利擁護業務や認知症施策等では各圏域の地域包括支援センターと連携を取り、機能・体制の強化を図っている。今後も同様の体制を継続し効果的な運営を図っていく。

■アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

高齢福祉介護課(地域包括支援担当)

現在の集いの場の周知と発展、今後も関係機関とのネットワークの中からニーズをキャッチし、支援が届いていない方に対し、届くよう努める。

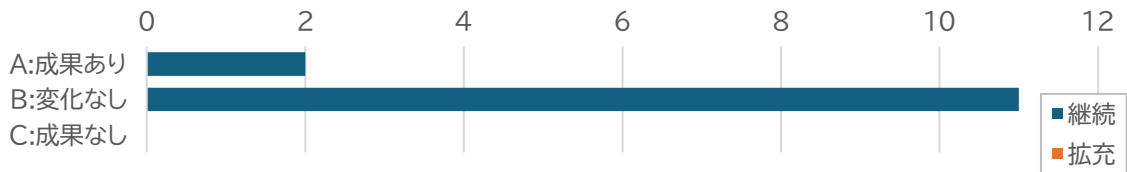
【具体的施策】

No.	掲載頁	具体的施策	評価	今後の方向性	担当課
39	63	■総合相談体制の充実	A	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
40	63	■高齢者の実態把握の推進	B	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
41	64	■住民への周知と情報発信	A	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
42	64	■高齢者の権利擁護に関する相談支援体制の強化	B	継続	福祉指導監査課・高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
43	64	■市民後見人の育成、支援組織の体制整備	B	継続	保健福祉政策課・高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
44	65	■成年後見制度利用促進基本計画の策定	B	拡充	保健福祉政策課・高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
45	65	■成年後見制度の周知	B	継続	保健福祉政策課・高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
46	65	■成年後見制度利用支援事業	B	継続	保健福祉政策課・高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
47	65	■消費者被害の防止	B	継続	経済労働課・高齢福祉介護課(地域包括支援担当)・危機管理課
48	66	■日常的個別指導・相談	A	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
49	67	■地域ケア会議の開催	B	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
50	68	■地域包括支援センターの増設による機能・体制の強化	A	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
51	68	■ヤングケアラーの支援	B	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
52	68	■「地域包括ケア推進委員会」の運営	B	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
53	69	■包括的相談支援事業	B	継続	保健福祉政策課
54	69	■参加支援事業	B	継続	保健福祉政策課
55	69	■地域づくり事業	B	継続	保健福祉政策課
56	69	■アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	A	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
57	70	■多機関協働事業	B	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)

※評価の凡例 A:成果あり(計画策定時より大きく改善)、B:変化なし(成果はどちらとも言えない)、C:成果なし(取り組みが不十分・未実施)

(6) 福祉支援サービス

【第9期計画の評価】



【現状と課題】

■福祉理美容助成事業

高齢福祉介護課(地域包括支援担当)

契約事業者を増やすことで利用者が利用しやすくなり、利用者数が増加した。

■高齢者の社会的孤立防止の取り組み

保健福祉政策課・危機管理課・高齢福祉介護課(地域包括支援担当)

守秘義務を課した民生委員・児童委員や自主防災組織等に本人の同意を得て避難行動要支援者台帳を提供し、日頃の見守りや声掛け、避難訓練を通じて共助支援体制の強化を図った。また、災害対策基本法の改正により、「個別避難計画」の策定が市町村の努力義務となったことを受け、避難行動要支援者台帳の作成と同時に個別避難計画も作成できるよう申請書等の様式を改正し、対象者に送付している。

地域における民生委員・児童委員の担い手不足により、欠員が生じているエリアでは台帳が十分に活用できていない状況が課題となっている。

庁内関係課と連携した災害時における要支援者の方々の避難、災害関連死を防止するためのしくみづくりが求められている。

■高齢者補聴器購入費助成事業

高齢福祉介護課(地域包括支援担当)

下記すべてを満たす市民に実施している。

- ・羽曳野市民、65歳以上
- ・非課税世帯または生活保護世帯に属する人
- ・補聴器相談医から補聴器が必要であると判断された人
- ・身体障害者手帳(聴覚障害)を交付されていない人
- (・今までに、この事業による助成を受けていない人)

【今後の取組内容】

■高齢者の社会的孤立防止の取り組み

保健福祉政策課・危機管理課・高齢福祉介護課(地域包括支援担当)

避難行動要支援者台帳を活用し、地域における日頃の見守りや声掛け、避難訓練等を通じて引き続き共助体制の強化を図る。また、台帳登録に加えて「個別避難計画」の作成を推進し、災害時における支援の実効性の向上を図る。

指定福祉避難所の運営体制の強化、民間事業者と連携した要支援者の方々への支援策の拡充(災害協定の締結等)を推進する。

■高齢者補聴器購入費助成事業

高齢福祉介護課(地域包括支援担当)

高齢者福祉ガイドブック、ウェブサイトや広報で市民へ周知を行い、継続して事業を実施する。

【具体的施策】

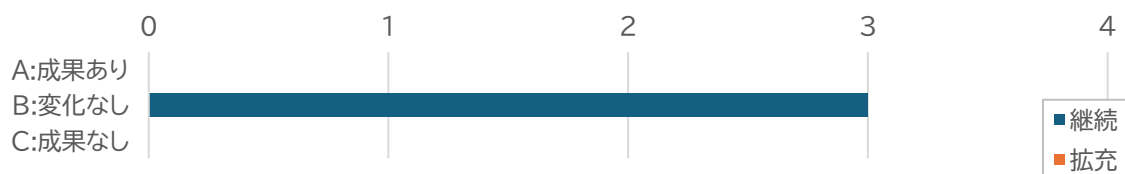
No.	掲載頁	具体的施策	評価	今後の方向性	担当課
58	70	■介護離職防止に関する周知・啓発	B	継続	高齢福祉介護課(介護保険担当)
59	70	■介護サービスの効果的な組み合わせ	B	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
60	71	■家族介護者教室開催事業(認知症知っとこ～座)	B	継続	高齢福祉介護課(地位包括支援担当)
61	71	■介護者相互の交流と相談等の事業	B	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
62	71	■在宅高齢者おむつ給付事業	B	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
63	72	■緊急通報システム運営事業	B	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
64	72	■在宅高齢者移送サービス事業	B	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
65	72	■福祉理美容助成事業	A	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
66	72	■自立支援短期宿泊事業	B	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
67	72	■自動通話録音装置貸与事業	B	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
68	72	■敬老事業	B	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
69	73	■高齢者の社会的孤立防止の取組み	B	継続	保健福祉政策課・危機管理課・高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
新	—	■高齢者補聴器購入費助成事業	A	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)

※評価の凡例 A:成果あり(計画策定時より大きく改善)、B:変化なし(成果はどちらとも言えない)、C:成果なし(取り組みが不十分・未実施)

3. 生活しやすい環境の整備のための住まい及び移動手段の安定的な確保等

(1) 高齢者の住まいの安定的な確保等

【第9期計画の評価】



【現状と課題】

■ 高齢者の居住安定に係る施策の推進

保健福祉政策課・建築住宅課・高齢福祉介護課(介護保険担当)

高齢者などの住宅確保要配慮者の方が安心して住まいを確保できるよう、住宅セーフティネット制度や居住支援法人等について広報・啓発を行うとともに、関係機関との連携を強化する。

【今後の取組内容】

■ 高齢者の居住安定に係る施策の推進

保健福祉政策課・建築住宅課・高齢福祉介護課(介護保険担当)

住宅関係部署と福祉関係部署が連携し、住宅の確保に困難を抱える高齢者や世帯が安心した生活を送ることができるよう支援を推進する。また、生活困窮者自立支援機関等と居住支援法人や協力不動産事業者との連携を進め、高齢者等住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居に向け、住まいに係る情報提供・相談・見守り等の支援を推進する。

改良住宅(南住宅・北住宅)の耐用年数(70年)を考慮のうえ、令和10年度に羽曳野市営住宅等長寿命計画を策定する。

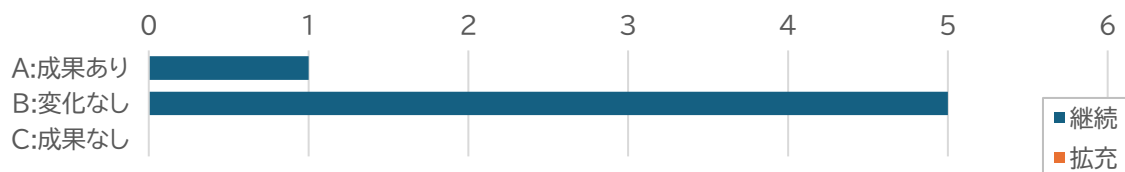
【具体的施策】

No.	掲載頁	具体的施策	評価	今後の方向性	担当課
70	74	■住宅政策方針(居住安定確保等方針)の作成及び方針に基づく総合的な施策の推進	B	継続	保健福祉政策課・建築住宅課
71	74	■高齢者の居住安定に係る施策の推進	B	継続	保健福祉政策課・建築住宅課・高齢福祉介護課(介護保険担当)
72	75	■多様な住まいの確保	B	継続	福祉指導監査課・高齢福祉介護課(介護保険担当)・保健福祉政策課・建築住宅課

※評価の凡例 A:成果あり(計画策定時より大きく改善)、B:変化なし(成果はどちらとも言えない)、C:成果なし(取り組みが不十分・未実施)

(2) 安心して外出できる環境づくり

【第9期計画の評価】



【現状と課題】

■外出しやすい環境づくり

都市計画課・管財用地課

医療機関利用者の増加や市公共施設利用者からの意見をもとに、公共施設循環福祉バスのバス停の利便性向上に向けて設置場所を移動するなど、外出しやすい環境づくりに努めている。

外出しやすい環境を実現するため、羽曳野市バリアフリー基本構想を基に「ハード整備」を推進するとともに、お互いが相手のことを理解し、尊重することが自然となるノーマライゼーションの精神に基づいた、「心のバリアフリー」が不可欠となるため、本市 web サイト上にて、「心のバリアフリー」に関して掲載し、啓発を行っている。

【今後の取組内容】

■外出しやすい環境づくり

都市計画課・管財用地課

引き続き利便性の向上のため、バス停の移動やコースの見直しなどの検討を行う。また、啓発手段の多様化について検討を行う。

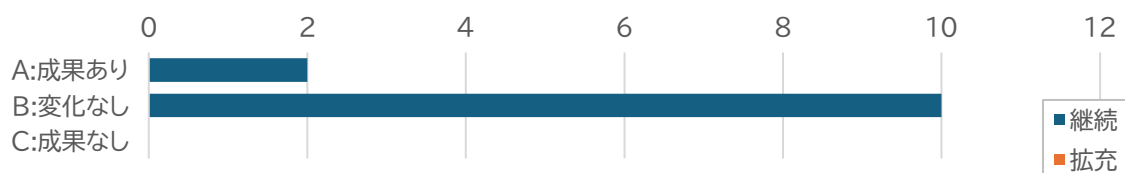
【具体的施策】

No.	掲載頁	具体的施策	評価	今後の方向性	担当課
73	75	■地域公共交通についての検討及びバリアフリー基本構想の改定	B	継続	都市計画課・道路公園課
74	76	■外出しやすい環境づくり	A	継続	都市計画課・管財用地課
75	76	■福祉有償運送の普及	B	継続	障害福祉課
76	76	■健康づくり・介護予防を見据えた外出	B	継続	道路公園課
77	76	■買い物支援	B	継続	保健福祉政策課・高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
78	76	■交通安全	B	継続	道路公園課

※評価の凡例 A:成果あり(計画策定時より大きく改善)、B:変化なし(成果はどちらとも言えない)、C:成果なし(取り組みが不十分・未実施)

4. 高齢者の「生きがいづくり」「社会参加」「活躍の場の整備」

【第9期計画の評価】



【現状と課題】

■雇用・就労支援

経済労働課・高齢福祉介護課(地域包括支援担当)

令和6年度のみ経済労働課において「生きがい就労トライアル事業」として、NPO 法人健康・生きがい就労ラボ、ハローワーク藤井寺、大阪府の協力のもと、商工会等の関係機関とも連携して高齢者向け就労支援事業を実施。令和7年度以降は実施主体変更し、高齢福祉介護課(地域包括支援担当)で実施している。

■健康・生きがい就労トライアル事業

高齢福祉介護課(地域包括支援担当)

事業所説明会及び市民への説明会を年1回ずつ実施。市民からの反響は大きく、実際に就労に繋がった方からは喜びの声を聞いている。一方で求人企業が介護サービス事業所のみとなっており、介護サービス事業所以外の企業の参加を募る取り組みが課題である。

【今後の取組内容】

■ボランティア・NPOの育成

保健福祉政策課

通学時の見守り、学校周辺の美化活動など、学校運営や教育活動に地域住民やボランティア団体等が、それぞれのできる範囲で参加できるよう、学校と各小学校区に配置されたコーディネーターが中心となり、取り組みを進める。

社協ボランティアセンターと連携し、現在活動しているボランティアの活動内容の紹介や情報の発信を行い、参加しやすく利用しやすいコーディネート仕組みづくりを推進する。

NPO法人の設立認証の支援や運営の安定化に関する相談、団体同士の交流の場づくりを行うなど、市と各団体がともに地域福祉を担うための取り組みを推進する。

【具体的施策】

No.	掲載頁	具体的施策	評価	今後の方向性	担当課
79	77	■高齢者の生きがいづくり	B	継続	生涯学習スポーツ課・高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
80	78	■陵南の森老人福祉センターにおける事業	B	継続	陵南の森老人福祉センター
81	78	■老人いこいの家における事業	B	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
82	78	■老人クラブ活動等の推進	B	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
83	78	■地域で活躍する人材の育成	B	継続	高齢福祉介護課(介護保険担当)
84	78	■シルバーアドバイザーの活用	B	継続	保健福祉政策課
85	78	■雇用・就労支援	A	継続	経済労働課
86	79	■シルバー人材センター事業の推進	B	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
87	79	■ボランティア・NPOの育成	B	継続	保健福祉政策課
88	79	■デジタル・デバйд(情報格差)対策	B	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
89	79	■地域活動を支える担い手づくり(人づくり)	B	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)・保健福祉政策課・陵南の森老人福祉センター
新	—	■健康・生きがい就労トライアル事業	A	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)

※評価の凡例 A:成果あり(計画策定時より大きく改善)、B:変化なし(成果はどちらとも言えない)、C:成果なし(取り組みが不十分・未実施)

5. 地域のネットワーク（ふれあいネット雅び）の推進

【第9期計画の評価】



【現状と課題】

■「ふれあいネット雅び」の推進

保健福祉政策課・危機管理課

医療や介護のみならず、複数の領域を跨ぐ複合的な課題を抱えているケースが増加しており、多職種・他機関が連携した取組みの重要性が高まっている。

新型コロナウイルス感染症の流行により、地域活動が制限され活動回数が減少したが、5類へ移行したことにより地域での活動を徐々に再開され、校区福祉委員会をはじめとする地域住民や専門職、市の職員等が協働し、地域のつながりが途絶えないよう感染防止対策等に配慮しながら地域活動を実施した。地域の支え合いを維持し強化していくためには、引き続き多職種連携の推進と地域活動の再活性化に向けた支援が必要である。

防災講演会の開催や地域の団体から要請による災害に関する講習会や災害訓練に参加している。地域における災害対応力(共助の力)を一層高めていく必要がある。

”

■高齢者セーフティネットの取組みの推進

保健福祉政策課

「ふれあいネット雅び」と「専門職ネットワーク」という本市独自の取組みのさらなる連携を進め、支援につながりやすい関係づくりや、支援に役立つ社会資源の創出に取り組むことが必要である。

【今後の取組内容】

■「ふれあいネット雅び」の推進

保健福祉政策課・危機管理課

「ふれあいネット雅び」の取組みを進め、地域住民が発見した様々な課題を、行政や社会福祉協議会、CSW、生活支援コーディネーター等の専門職とスムーズに共有し、連携できる体制を引き続き強化する。

多様な人の参画促すため、「ふれあいネット雅び」の周知を行う。

引き続き、市主催の防災講演会や地域における防災講座を実施する。

■高齢者セーフティネットの取組みの推進

保健福祉政策課

専門職ネットワークの取組みを進め、専門職同士が分野を超えた連携ができる体制を引き続き強化する。つなぎ先がわからない場合は、CSWがそのコーディネートを担当し、各圏域に複数配置したCSWにより、地域を基盤とした支援体制の強化を図る。

また、各分野を横断的に支援するCSWの資質向上を図る。

社会福祉法人等が専門性やノウハウ、ネットワークなどを活かし、生活困窮者への支援やこどもの居場所づくり、子育て相談などの地域生活課題の解決に貢献する取組みを推進する。

【具体的施策】

No.	掲載頁	具体的施策	評価	今後の方向性	担当課
90	81	■「ふれあいネット雅び」の推進	B	継続	保健福祉政策課・危機管理課
91	81	■高齢者セーフティネットの取組みの推進	B	継続	保健福祉政策課

※評価の凡例 A:成果あり(計画策定時より大きく改善)、B:変化なし(成果はどちらとも言えない)、C:成果なし(取り組みが不十分・未実施)

第9期計画の事業評価（詳細） — 第5章 —

2. 地域包括ケアシステムを支える人材の確保、働きやすい環境整備及び介護現場の生産性の向上の推進等

(1) 介護人材の確保・育成・定着支援及び資質の向上

【第9期計画の評価】



【現状と課題】

■関係機関との連携による取組み

高齢福祉介護課(介護保険担当)

南河内地域介護人材確保連絡会議に出席し、共同した介護人材の確保・育成などの取組みを進めている。

介護の仕事魅力発信等について、市ウェブサイトに掲載し周知啓発に努めている。

■市独自の取組み

高齢福祉介護課(地域包括支援担当)・高齢福祉介護課(介護保険担当)

定期的に開催される介護保険事業者連絡協議会の部会(ケアマネ部会年6回、グループホーム部会年6回)に出席している。研修会による資質向上を図ったり、情報交換による課題の共有等を行っている。

【今後の取組内容】

■関係機関との連携による取組み

高齢福祉介護課(介護保険担当)

介護人材の確保・育成にあたっては、市単独での取組みの実施は困難と考えるため、引き続き周知に努める。

■市独自の取組み

高齢福祉介護課(地域包括支援担当)・高齢福祉介護課(介護保険担当)

引き続き介護保険事業者連絡協議会の部会へ出席し、事業者の生の声に触れ、効果的な対策の在り方を検討する。

【具体的施策】

No.	掲載頁	具体的施策	評価	今後の方向性	担当課
92	88	■関係機関との連携による取組み	B	継続	高齢福祉介護課(介護保険担当)
93	88	■市独自の取組み	B	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)・高齢福祉介護課(介護保険担当)

※評価の凡例 A:成果あり(計画策定時より大きく改善)、B:変化なし(成果はどちらとも言えない)、C:成果なし(取組みが不十分・未実施)

(2) 働きやすく、働き続けられる環境整備

【第9期計画の評価】



【今後の取組内容】

■介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメント

福祉指導監査課

介護現場における安全性を確保するため、事故情報を適切に分析し、介護現場に対する指導や支援等の取組を行うことが求められている。また、事故情報の分析・活用により、リスクマネジメントを推進する必要がある。

【具体的施策】

No.	掲載頁	具体的施策	評価	今後の方向性	担当課
94	89	■職場環境・処遇改善の取組	B	継続	高齢福祉介護課(介護保険担当)
95	89	■介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメント	B	継続	福祉指導監査課

※評価の凡例 A:成果あり(計画策定時より大きく改善)、B:変化なし(成果はどちらとも言えない)、C:成果なし(取組みが不十分・未実施)

(3) 業務の効率化・生産性の向上、情報化の推進

【第9期計画の評価】



【現状と課題】

■介護ロボット・ICT導入支援

高齢福祉介護課(介護保険担当)

国・府の施策について周知に努めている。

【今後の取組内容】

■介護ロボット・ICT導入支援

高齢福祉介護課(介護保険担当)

市独自の取組は困難であることから、継続して周知に努める。

【具体的施策】

No.	掲載頁	具体的施策	評価	今後の方向性	担当課
96	89	■介護ロボット・ICT導入支援	B	継続	高齢福祉介護課(介護保険担当)
97	89	■介護分野文書負担軽減	B	継続	高齢福祉介護課(介護保険担当)・福祉指導監査課

※評価の凡例 A:成果あり(計画策定時より大きく改善)、B:変化なし(成果はどちらとも言えない)、C:成果なし(取組みが不十分・未実施)

(4) 介護情報基盤の整備

【第9期計画の評価】



【現状と課題】

高齢福祉介護課(介護保険担当)

システムの標準化は未実施。

【今後の取組内容】

高齢福祉介護課(介護保険担当)

システムの標準化後、介護情報基盤の活用が可能になる予定。

【具体的施策】

No.	掲載頁	具体的施策	評価	今後の方向性	担当課
98	90	介護情報基盤の整備	C	拡充	高齢福祉介護課(介護保険担当)

※評価の凡例 A:成果あり(計画策定時より大きく改善)、B:変化なし(成果はどちらとも言えない)、C:成果なし(取り組みが不十分・未実施)

3. 介護サービス情報の公表、介護サービス事業者経営情報の報告等

【第9期計画の評価】



【今後の取組内容】

■ 介護サービス事業者経営情報の報告等

福祉指導監査課

市においては、指定地域密着型サービス、指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者が適切に報告等を行えているか、引き続き大阪府と連携した取組みを推進する。

【具体的施策】

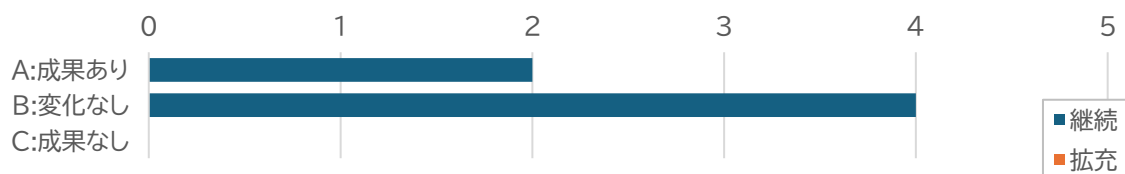
No.	掲載頁	具体的施策	評価	今後の方向性	担当課
99	90	■ 介護サービス情報の公表制度	A	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)・ 高齢福祉介護課(介護保険担当)
100	90	■ 介護サービス事業者経営情報の報告等	B	継続	福祉指導監査課

※評価の凡例 A:成果あり(計画策定時より大きく改善)、B:変化なし(成果はどちらとも言えない)、C:成果なし(取り組みが不十分・未実施)

4. 災害・感染症への対応

(1) 災害に対する備え

【第9期計画の評価】



【現状と課題】

■「避難行動要支援者台帳」の整備・充実

危機管理課・保健福祉政策課

避難行動要支援者台帳の登録者情報を本人の同意を得て、地域と防災関係機関等と共有し、災害時における情報の伝達や安否確認、避難支援などに活用するとともに、日頃の見守り活動や助けあい活動に活用している。

地域防災講演会等を活用して避難行動要支援者台帳への登録を促進する必要がある。

■「個別避難計画」の作成による地域防災力の強化

危機管理課・保健福祉政策課

本市では避難行動要支援者台帳への登録申請と併せて個別避難計画を作成することとしている。個別避難計画の作成については福祉専門職の伴走支援が重要である。今後は、計画の重要性を含めた住民への周知徹底を図るとともに、避難支援者の確保など、計画内容の実効性を高めるための精査が課題となっている。

また、地域防災力の向上は避難行動要支援者を含めた地域住民との協力が必要である。

【今後の取組内容】

■介護事業所等での防災への取組み強化

福祉指導監査課

災害が発生した場合であっても迅速に避難・対応ができるよう、指定基準等により、介護サービス事業者等を対象に非常災害に関する具体的な計画等の策定、避難、救出その他必要な訓練(シミュレーション)の実施等が義務付けられていることから、引き続き介護サービス事業者に対して必要な助言及び適切な援助を行う。

【具体的施策】

No.	掲載頁	具体的施策	評価	今後の方向性	担当課
101	91	■「避難行動要支援者台帳」の整備・充実	A	継続	危機管理課・保健福祉政策課
102	91	■「個別避難計画」の作成による地域防災力の強化	A	継続	危機管理課・保健福祉政策課
103	91	■防災の啓発等	B	継続	危機管理課
104	91	■介護事業所等での防災への取組み強化	B	継続	福祉指導監査課
105	91	■災害時の対応	B	継続	危機管理課
106	92	■業務継続計画(BCP)に基づく助言等	B	継続	福祉指導監査課

※評価の凡例 A:成果あり(計画策定時より大きく改善)、B:変化なし(成果はどちらとも言えない)、C:成果なし(取り組みが不十分・未実施)

(2) 感染症に対する備え

【第9期計画の評価】



【現状と課題】

■行動計画に則した対策の強化

健康増進課

新型コロナウイルス感染症の流行時には、感染者や外出制限があり家族の協力が得られない方を対象に生活物資支援を実施した。新型コロナウイルス感染症対応の教訓を踏まえ、令和8年3月「新型インフルエンザ等対策行動計画(第2版)」を策定した。

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う、外出や社会参加の制限により、孤立やフレイルの進行が問題となった。

【今後の取組内容】

■行動計画に則した対策の強化

健康増進課

新型インフルエンザ等発生時のみならず、平時からの備蓄や感染症への正しい理解、ヘルスリテラシーを高める対策を講じる。

また新型インフルエンザ等発生時には、孤独・孤立対策やフレイル予防等に対する正しい情報の入手や理解、活用ができるヘルスリテラシーを高める対策を講じる。

■業務継続計画(BCP)に基づく助言等

福祉指導監査課

感染症が発生した場合であっても必要な介護サービスが継続的に提供できるよう、指定基準等により、介護サービス事業者等を対象に非常災害に関する具体的な計画等の策定、避難、救出その他必要な訓練(シミュレーション)の実施等が義務付けられていることから、引き続き介護サービス事業者に対して必要な助言及び適切な援助を行う。

【具体的施策】

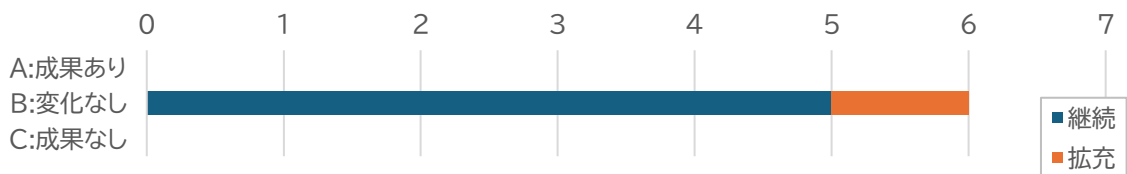
No.	掲載頁	具体的施策	評価	今後の方向性	担当課
107	92	■行動計画に則した対策の強化	B	継続	健康増進課
108	92	■業務継続計画(BCP)に基づく助言等	B	継続	福祉指導監査課

※評価の凡例 A:成果あり(計画策定時より大きく改善)、B:変化なし(成果はどちらとも言えない)、C:成果なし(取り組みが不十分・未実施)

5. 虐待防止対策の推進

(1) 高齢者虐待防止に向けた体制整備の強化

【第9期計画の評価】



【現状と課題】

■身近な相談支援体制

高齢福祉介護課(地域包括支援担当)

介護に関する相談窓口を設置しているものの、認知度不足や相談の遅れにより、必要な支援につながらないケースがある。また、高齢化に伴う相談ニーズの増加や課題の複雑化に対応するため、相談体制の充実と関係機関の連携強化が求められている。

■高齢者虐待の予防と早期発見・早期対応

高齢福祉介護課(地域包括支援担当)

高齢者虐待防止に向けた啓発や相談・通報体制の整備を研修等を通して進めているものの、虐待に対する理解不足や通報への心理的負担により、早期発見・早期対応が難しいケースがある。また、虐待事案の複雑化・潜在化が進む中、地域の見守り体制や関係機関との連携強化が求められている。

■高齢者虐待防止についての啓発

高齢福祉介護課(地域包括支援担当)

高齢者虐待防止に向けた啓発活動や研修を実施しているものの、虐待の潜在化により早期発見・早期対応が難しいケースがある。また、虐待事案の複雑化に対応するため、市民への周知啓発と専門職の対応力向上を継続して進める必要がある。

■高齢者虐待防止ネットワークの構築

高齢福祉介護課(地域包括支援担当)

高齢者虐待防止ネットワーク会議を通じて関係機関の連携体制を構築しているものの、虐待事案の複雑化や潜在化により、迅速かつ適切な対応が難しいケースがある。そのため、情報共有の充実や役割の明確化を図り、関係機関による連携体制のさらなる強化が求められている。

■庁内連携・行政機関連携

高齢福祉介護課(地域包括支援担当)

庁内関係課や地域包括支援センター、介護サービス事業所等と連携し支援を行っているものの、支援困難事例の増加や課題の複雑化により、早期介入や継続的な支援が難しいケースがある。そのため、担当職員の対応力向上と関係機関との連携強化による支援体制の充実が求められている。

【今後の取組内容】

■身近な相談支援体制

高齢福祉介護課(地域包括支援担当)

相談窓口の周知・啓発を強化するとともに、関係機関との連携を深め、介護に関する悩みを早期に相談できる体制づくりを推進する。また、多様な相談方法の確保や相談支援体制の充実を図り、介護者が安心して必要な支援を受けられる環境整備に取り組む。

■高齢者虐待の予防と早期発見・早期対応

高齢福祉介護課(地域包括支援担当)

高齢者虐待に関する啓発活動や相談・通報窓口の周知を継続するとともに、関係機関との連携強化により早期発見・早期対応を推進する。また、介護者支援の充実や地域の見守り体制の強化を図り、高齢者虐待の未然防止に取り組む。

■高齢者虐待防止についての啓発

高齢福祉介護課(地域包括支援担当)

高齢者虐待に関する啓発活動や通報窓口の周知を継続し、市民による早期発見・早期対応への理解と協力を促進する。また、専門職を対象とした研修を継続して実施し、対応力の向上を図るとともに、関係機関との連携強化により高齢者虐待の未然防止と迅速な対応に取り組む。

■高齢者虐待防止ネットワークの構築

高齢福祉介護課(地域包括支援担当)

高齢者虐待防止ネットワーク会議を継続的に開催し、関係機関による情報共有と連携強化を図る。また、ネットワークの充実により虐待の早期発見・早期対応を推進するとともに、高齢者の保護と養護者支援を適切に行うための支援体制の強化に取り組む。

■庁内連携・行政機関連携

高齢福祉介護課(地域包括支援担当)

高齢者虐待の未然防止を図るため、庁内関係課や地域包括支援センター、介護サービス事業所等との連携を強化する。また、担当職員の専門性向上や情報共有体制の充実を図り、支援困難事例に対しても関係機関が連携した継続的かつ適切な支援を推進する。

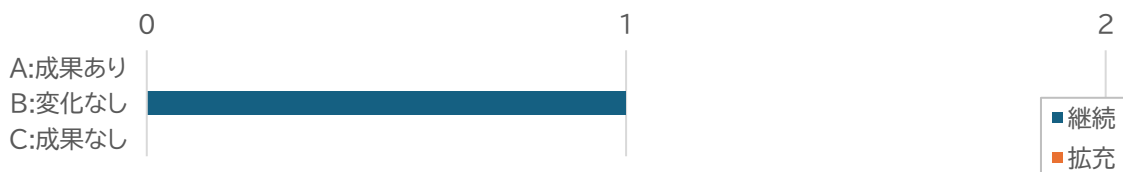
【具体的施策】

No.	掲載頁	具体的施策	評価	今後の方向性	担当課
109	93	■身近な相談支援体制	B	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
110	93	■高齢者虐待の予防と早期発見・早期対応	B	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
111	93	■高齢者虐待防止についての啓発	B	拡充	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
112	94	■高齢者虐待防止ネットワークの構築	B	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
113	94	■庁内連携・行政機関連携	B	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
114	94	■高齢者虐待への行政の措置等の対応	B	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)

※評価の凡例 A:成果あり(計画策定時より大きく改善)、B:変化なし(成果はどちらとも言えない)、C:成果なし(取り組みが不十分・未実施)

(2) 養護者による高齢者虐待への対応強化

【第9期計画の評価】



【現状と課題】

■身近な相談支援体制と家族(介護者)支援

高齢福祉介護課(地域包括支援担当)

介護や家庭内の問題は複雑化・多様化しており、相談につながる前に問題を抱え込んでしまうケースや、支援が必要な状態であっても発見が遅れるケースが見られる。さらに、養護者支援についても関係部署間の連携が不可欠であり、より一層の連携強化と支援体制の充実が課題となっている。

【今後の取組内容】

■身近な相談支援体制と家族(介護者)支援

高齢福祉介護課(地域包括支援担当)

多職種連携による相談支援体制の強化を図るとともに、関係機関との連携により早期発見・迅速な対応を推進する。また、緊急時の一時保護体制の整備や養護者支援の充実を通じて、家族全体への包括的な支援体制を構築する。

【具体的施策】

No.	掲載頁	具体的施策	評価	今後の方向性	担当課
115	95	■身近な相談支援体制と家族(介護者)支援	B	継続	高齢福祉介護課(地域包括支援担当)

※評価の凡例 A:成果あり(計画策定時より大きく改善)、B:変化なし(成果はどちらとも言えない)、C:成果なし(取り組みが不十分・未実施)

(3) 要介護施設従事者等による高齢者虐待への対応整備、強化

【第9期計画の評価】



【現状と課題】

■高齢者虐待防止法の啓発

福祉指導監査課・高齢福祉介護課(地域包括支援担当)

研修等を通じて事業者への虐待防止法の周知を行っているものの、事業所間で取組状況に差があり、体制整備や職員の意識向上が十分でない場合がある。そのため、虐待防止の取組を組織的かつ継続的に定着させるための支援の強化が求められている。

■施設サービスの質の確保及び向上に向けた措置の確認

福祉指導監査課・高齢福祉介護課(地域包括支援担当)

運営指導等を通じて施設の虐待防止及び身体拘束ゼロの取組状況を確認しているものの、施設間で取組の実施状況に差があり、研修やマニュアル整備が形式的にとどまる場合がある。そのため、取組の実効性向上と継続的な改善を促す仕組みの強化が課題となっている。

【今後の取組内容】

■高齢者虐待防止法の啓発

福祉指導監査課・高齢福祉介護課(地域包括支援担当)

集団指導等の際に、高齢者虐待防止法に定められた事業者としての責務を説明し、事業者自身の取組みを促す。

また、関係機関と連携し、虐待防止の取組の定着と実効性の向上を図る。

■施設サービスの質の確保及び向上に向けた措置の確認

福祉指導監査課・高齢福祉介護課(地域包括支援担当)

運営指導等を通じて虐待防止及び身体拘束ゼロの取組状況を継続的に確認し、研修実施やマニュアル整備の充実を図るとともに、助言・指導により取組の実効性向上を推進する。また、関係機関と連携し、施設全体の虐待防止体制の強化に取り組む。

【具体的施策】

No.	掲載頁	具体的施策	評価	今後の方向性	担当課
116	95	■高齢者虐待防止法の啓発	B	拡充	福祉指導監査課・高齢福祉介護課(地域包括支援担当)
117	95	■施設サービスの質の確保及び向上に向けた措置の確認	B	継続	福祉指導監査課・高齢福祉介護課(地域包括支援担当)

※評価の凡例 A:成果あり(計画策定時より大きく改善)、B:変化なし(成果はどちらとも言えない)、C:成果なし(取り組みが不十分・未実施)